



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） ..... 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） ..... 2
- 県道の供用の開始（道路管理課） ..... 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） ..... 2
- 病院事業局事項**
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 ..... 3
- 沖縄県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程 ..... 3
- 海区漁業調整委員会事項**
- 漁業法に基づく指示事項 ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年 9月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名伊是名山196番1（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
  - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名伊是名山196番1（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第377号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成30年 9月28日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉 手 莉 孝 夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成30年11月22日から平成31年1月20日まで

4 観覧料の額

平成30年度博物館特別展「縄文と沖縄—火焰形土器のシンボリズムとヒスイの道—」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	1,100円	880円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年9月28日から同年10月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 9号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	大宜味村字白浜786番1から 大宜味村字田港743番1まで	10.8m ～ 41.5m	363.0m
新	大宜味村字白浜786番1から 大宜味村字田港743番1まで	10.0m ～ 69.6m	363.0m

沖縄県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成30年9月28日から同年10月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 路線名 石垣空港線
- 2 供用開始の区間 石垣市字真栄里624番1から石垣市字真栄里608番7まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月1日

沖縄県告示第380号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部土

本事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 9月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 公共測量を実施する地域 豊見城市字名嘉地から字座安まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年 9月11日から同年10月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

#### 沖縄県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 9月28日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 公共測量を実施する地域 糸満市字潮平地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年 9月25日から平成31年 3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

## 病院事業局事項

---

#### 沖縄県病院事業局管理規程第13号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年 9月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

##### 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第14中「石垣市字大川」を「石垣市字真栄里」に改める。

##### 附 則

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

---

#### 沖縄県病院事業局管理規程第14号

沖縄県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年 9月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

##### 沖縄県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局文書管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第3号及び第15条第2号中「県立病院課」を「病院事業総務課」に改める。

##### 附 則

この規程は、平成30年 9月28日から施行する。

---

## 海区漁業調整委員会事項

---

**沖縄海区漁業調整委員会指示30第7号**

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年9月28日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 金城 明 律

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第2 沖縄海区において、平成30年10月1日から同月31日まで及び平成31年7月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。ただし、試験研究機関による研究目的の申請について、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

（操業の承認）

第3 ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船を示して、平成30年10月15日までにソデイカはえ縄漁業操業承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認の対象者）

第4 第3の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成29年に委員会の承認を受けた者で、平成29年11月1日から平成30年6月30日までの間において、ソデイカはえ縄漁業の操業実績を有するもの
- (2) 病気療養又は漁船使用不可等の理由により平成29年11月1日から平成30年6月30日までの間において、ソデイカはえ縄漁業の操業ができなかった者で、平成29年に委員会の承認を受けていたもの
- (3) ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため、特に必要と認められる者

（承認証の交付）

第5 委員会は、第3若しくは第6の規定によりソデイカの採捕の承認をしたとき、又は第7の規定により申請があったときは、ソデイカはえ縄漁業操業承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認内容の変更）

第6 第3の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の再交付）

第7 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（操業を承認しない場合）

第8 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上の漁船について申請した場合
- (4) 廃業届を提出した者から申請があった場合

（ソデイカはえ縄漁業の制限）

第9 ソデイカはえ縄漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。
- (2) 操業で使用する擬餌針の数は、1漁船につき350針以内とする。

（ソデイカ旗流し漁業の制限）

第10 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

(1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

(2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

(承認証の漁船への備付け)

第11 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を操業する場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第12 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操業中は、承認旗章(第5号様式)を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(承認の承継)

第13 操業の承認の承継は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めることができる。

(1) 承認を受けた者が死亡し、又は廃業したときに、当該漁業を操業する者(承認を受けた者の親族に限る。)が承継する場合

(2) 承継による申請が、承認を受けた者が死亡し、又は廃業した日から2年以内に行われた場合

(廃業届の提出)

第14 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届(第6号様式)に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

(操業実績の報告)

第15 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業操業報告書(第7号様式)を平成31年8月31日までに、委員会に提出しなければならない。

(制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止)

第16 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、平成30年10月1日から平成31年9月30日までとする。

第1号様式(第3関係)

ソデイカはえ縄漁業操業承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示30第7号に基づき、下記のとおりソデイカはえ縄漁業操業の承認を受けたいので申請します。

記

1 操業区域

2 漁具(擬餌針数)

3 使用する漁船

(1) 船名

(2) 漁船登録番号 ON -

(3) 総トン数

注 実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

第2号様式(第5関係)

承認番号 沖調S 第 号

ソデイカはえ縄漁業操業承認証	
住所 氏名	
1 操業区域	
2 操業期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 漁船	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
4 承認の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 制限又は条件	
年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会 会 長 印	

第3号様式（第6関係）

ソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書							
年 月 日							
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿							
住所 氏名 印							
下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。							
記							
1 承認番号	沖調S 第 号						
2 船名							
3 変更しようとする事項							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">現在の承認内容</th> <th style="width: 40%;">変更しようとする内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容			
項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容					
4 変更しようとする時期	年 月 日						
5 変更しようとする理由							

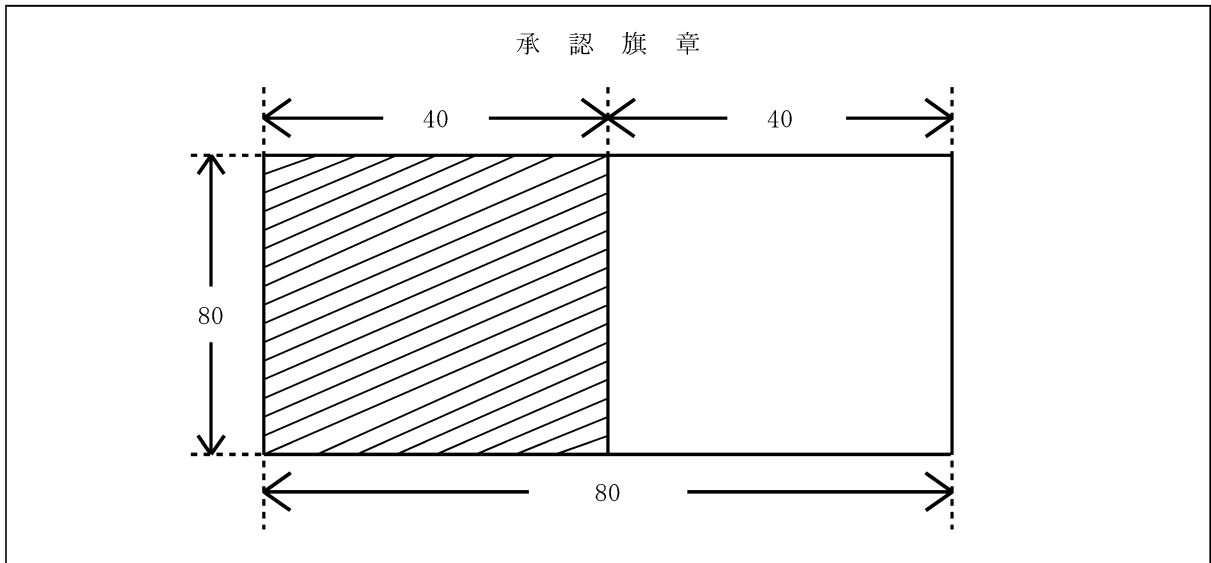
注 住所変更の際は、住民票抄本を添付すること。

第4号様式（第7関係）

ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書	
年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	
住所 氏名 印	
ソデイカはえ縄漁業操業承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。	
なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。	
記	
1 承認番号	沖調S 第 号

- 2 船名
- 3 亡失（毀損）の理由

第5号様式（第12関係）



- 注1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は白である。
- 2 数字はセンチメートルを示す。

第6号様式（第14関係）

ソデイカはえ縄漁業廃業届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので届け出ます。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 船名
- 3 廃業の理由

第7号様式（第15関係）

ソデイカはえ縄漁業操業報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

年 月から 年 月までにおけるソデイカはえ縄漁業の操業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 船名
- 3 乗組員数 名
- 4 操業状況

	水揚月	漁獲数量 (kg)	備 考
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
	4月		
	5月		
	6月		

注 第7号様式の別紙を添付すること。

第7号様式の別紙

船名：

操業月日	漁場位置 (投縄位置) (北緯、東経)	擬餌針数 (本)	漁獲数量 (尾数)	漁獲数量 (kg)
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

注 「漁場位置」、「擬餌針数」及び「漁獲数量 (尾数及びkg)」については、漁獲がなかった場合にも記入すること。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--